

☞ ホームページ制作費の取扱い

Q: 外部に委託してホームページを制作した場合の費用の取扱いを教えてください。

A: ホームページの制作を他の者に委託した場合の費用は、原則として支出時の損金として取り扱われます。

【解説】

ホームページは、文書、写真、デザイン等の構成物を制作し、個々にファイル化したものをプロバイダーのサーバーに登録し、それをHTMLという言語を組み合わせ、インターネットによってパソコン等の画面上に表示するものです。

パソコン等の端末機でホームページの画面をみることができるのは、インターネット上に公開される情報にアクセスするのに必要なアプリケーション機能によるものであり、委託制作費の中には、通常繰延資産に該当するソフトウェアの開発費用は含まれていません。

また、通常ホームページの内容は、企業や商品のPRで頻繁に更新されていることが多く、その制作費の効果が1年以上に及ぶことはほとんどありません。

このようなことから国税庁は、ホームページの制作を外部に委託した費用は、原則として、その支出した日の属する事業年度に一括して損金処理して構わないとの見解を示しています。

ただ、会社の歴史や沿革に終始する内容で更新を必要としないケースなどは、その利用方法等により合理的に見積もった使用期間で均等償却することになるようです。

